

ちょっと MAC通信

人と企業のトータルブレーン

平成 23 年 11 月 18 日 第 63 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン
渡邊税理士事務所・藍エフピー
飯嶋百治経営研究所
TEL 06-6359-8812
FAX 06-6359-8799
HP <http://www.e-adviser.jp/mac/>
E-mail macmac@mac-8812.co.jp

法人成り・法人設立するなら今年中に！！

H23年度税制改正で「消費税免税点判定の見直し」が行われました。

今までの

①前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下

という要件に加え、

②前事業年度の上半期6カ月間の課税売上高が1,000万円以下

(②の売上高に代えて、その期間中の給与支払額を用いることができる)

という要件が追加されました。

これは、個人法人ともH25年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

そこで

・個人事業から法人成りを検討されている方

・新規に法人の設立を検討されている方(資本金1,000万円未満)

は、平成23年度中に会社設立を検討されてはいかがでしょうか？

会社設立以降、まるまる2年間消費税の免税事業者となれるのは、これが最後のチャンスです。

法人成り、または会社設立をお考えの方がおられましたら、

早急にご相談下さい。

~~~~~